

市県民税の申告はお早めに！！

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

問合せ 課税課市民税係内線3012
白沢支所生活係内線7832
利根支所生活係内線7929

※申告期間中（2月16日(火)～3月15日(月))
は職員が申告を受けていることから、後日折り返し
の連絡となることがあります

※勤務先から市へ給与支払報告書が提出されない人
が勤務先へご確認ください
①営業や農業、不動産、譲渡、
雜所得（個人年金や報酬）など
の収入があつた人で、勤務
先から市へ給与支払報告書
が提出されない人
②給与収入があつた人で、勤
務先へご確認ください
③公的年金などの受給者は、

申告が必要な人

令和3年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、昨年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象で、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

申告をしないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(月)までに申告書を提出してください。

③給与・公的年金以外の収入
があつたが、確定申告の必要
がない人
④公的年金などの収入金額の
合計が400万円以下であ
り、かつ他の所得金額が20万
円以下で確定申告書を提出し
ていない人
⑤収入がなく、親族の税法上
の被扶養者になつていてない人
※申告書裏面の所定欄にその
旨を記入してください
⑥申告の必要はないが、控除
を追加することで市県民税が
減額になる人

がな
い人
が
り、か
つ他
の所
得金
額が
20万
円以
下で
確
定申
告書
を提
出し
てい
ない
人
の被
扶養
者に
なつ
てい
ない
人
※申
告書
裏面
の所
定欄
にそ
の旨
を記
入す
る人
⑥申
告の
必
要は
な
いが
、控
除を
追
加す
るこ
とで
市
県
民
税
が
減
額
に
な
る人

●医療費や生命保険料、地震
保険料などの控除を受けける人
は、領収書などの支払いを証
明できる書類
●申告会場で面談をして申告
書を提出する人
次のものを持参してください。
●申告書
●申告者本人のマイナンバー
カード、または通知カード
※通知カードの場合は、運転
免許証などの身元確認書類も
持参してください
●印鑑（認め印）
●昨年中の収入が分かるもの
①給与収入があつた人は、源泉
徴収票、給与明細、事業主
の支払証明など
②営業・農業・不動産の収入
があつた人は、収支明細書や
帳簿類、領収書など
③公的年金などの受給者は、

置の提出箱へ提出してください。
なお、申告書の内容に不明
な点などがある場合は、後日
内容の確認をさせていただく
場合がありますので、必ず連
絡先を記入してください。
●申告者本人のマイナンバー
カードの表・裏面の写し、ま
たは通知カードの写し
※通知カードの場合は、運転
免許証など身元確認書類の写
しも添付してください
●医療費や生命保険料、地震
保険料などの控除を受けける人
は、領収書などの支払いを証
明できる書類
●申告書が配布されていない
人のうち、申告が必要と思わ
れる人は、課税課市民税係に
の支払いを証明できる書類
※申告書が配布されていない
人のうち、申告が必要と思わ
れる人は、課税課市民税係に
問い合わせください

源泉徴収票
●配偶者や扶養、事業専従者
などの控除を受ける人は、控
除対象者のマイナンバーが分
かるもの

●医療費や社会保険料、生命
保険料・地震保険料などの控
除を受ける人は、領収書など
の支払いを証明できる書類
●申告書が配布されていない
人のうち、申告が必要と思わ
れる人は、課税課市民税係に
問い合わせください

マイナンバーの確認

●配偶者や扶養、事業専従者
などの控除を受ける人は、控
除対象者のマイナンバーが分
かるもの
●医療費や社会保険料、生命
保険料・地震保険料などの控
除を受ける人は、領収書など
の支払いを証明できる書類
●申告書が配布されていない
人のうち、申告が必要と思わ
れる人は、課税課市民税係に
問い合わせください

申告書の提出方法

●申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の
上、郵送または申告会場に設
ける提出口に提出してください。
①営業や農業、不動産、譲渡、
雜所得（個人年金や報酬）など
の収入があつた人で、勤務
先から市へ給与支払報告書
が提出されない人
②給与収入があつた人で、勤
務先へご確認ください
③公的年金などの受給者は、

●申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の
上、郵送または申告会場に設
ける提出口に提出してください。
①営業や農業、不動産、譲渡、
雜所得（個人年金や報酬）など
の収入があつた人で、勤務
先から市へ給与支払報告書
が提出されない人
②給与収入があつた人で、勤
務先へご確認ください
③公的年金などの受給者は、

●申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の
上、郵送または申告会場に設
ける提出口に提出してください。
①営業や農業、不動産、譲渡、
雜所得（個人年金や報酬）など
の収入があつた人で、勤務
先から市へ給与支払報告書
が提出されない人
②給与収入があつた人で、勤
務先へご確認ください
③公的年金などの受給者は、